

第2回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議 議事概要

日 時：令和3年8月2日（月）9：30～12：15

場 所：議事堂6階601特別委員会室

出席者：三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議委員10名

資 料：第2回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議事項書

資料1 三重県議会議員政治倫理審査会の流れ

資料2 政治倫理条例に関する課題（各会派意見まとめ）

委 員： ただいまから「第2回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議」を開催する。

本日は、前回の会議で各会派に持ち帰り検討することとされた、現行の政治倫理条例の課題について、委員間討議によりご協議願いたい。

初めに、各会派から報告はいただいているが、それに先立ち、前回、委員の方から、シミュレーションのようなことをしたらどうかというご意見をいただいた。中々そのとおりのわけにはいかなかったと思うが、政治倫理審査会を設置した場合に想定される流れを、委員の皆様と共有したいと考えており、**資料1**を用意させていただいた。事務局から説明させていただくが、どういう課題があるかお考えいただきながら説明をお聞きいただければと思う。

では、事務局に願います。

事務局：**資料1**により説明。）

委 員： 各会派から出していただいた意見とは少し違うところもあるかと思うが、これが現行条例の流れになる。ただいまの説明に関して、ご質疑等があればお出しいただきたい。

委 員： 私の前回の意見を汲んでいただいて、このような資料を作っていただきありがたい。ただ、条文に該当する大枠について流れを説明いただいたという感じで、実際の審査の中身については決まっていないようであり、その時の委員長や委員のかなり自由なフリーハンドというか、大枠は決まっているけれども審査の仕方については決まっていない印象を受けた。

委員：他に質疑はないか。

委員：2点確認したい。[資料1](#)の冒頭の審査請求のところ、実際の動きが5人以上の議員となっている。これは、今の51人の定数においてということの確認と、一方、48人という条例改正がされた数字があるが、条例改正の影響はどうなるのかということ。それから、審査会の設置の2番目のところ、審査会設置の可否はどのように決めるのかについては、政治倫理条例の中には詳しく書いていなくて、このシミュレーションの中では、可否を諮って過半数により採決と書かれている。この辺の根拠について確認したい。

事務局：この条例に基づくと、第4条（審査の請求）に議員の定数の12分の1という規定があり、現在の51人の定数を当てはめ、12分の1で切り上げて5人ということであり、今後、定数が48人になったら、4人になる。

審査会の設置については、第5条で、議長は前条に規定する審査の請求があったときはこれを審査するため、議会運営委員会に諮り、議会に政治倫理審査会を速やかに設置するという規定があり、議会運営委員会に諮りという文言から、委員会においては委員会条例の中で、過半数採決が基本となっているので、過半数採決になるものと想定している。

委員：承知した。

委員：それでは、今までの流れを頭に置きながら、各会派からの報告に移りたい。では、三重県議会議員の政治倫理に関する条例の課題について、各会派から事前に提出いただいた政治倫理条例に関する課題を[資料2](#)のとおりまとめているので、各会派からご報告願いたい。

では、新政みえより、ご報告をお願いしたい。

委員：2点ある。1つは、今回のこの条例の運用や見直しについて、この場が持たれてきたバックグラウンド。過去の条例も、それから他県や他市の条例もそうだが、やはり基本的に決して喜ばしいことではないが、当議会においても何らかの問題や課題が発生して、そのことに対してより対処が必要となった背景から条例ができたり、あるいは条例の改正が行われたりという経過がある。そういう面では今回は、先の一議員のSNSでの書き込みに端を発した事案というのがバックグラウンドにあると言う意味合いでは、特にいわゆるS

NS上の人権侵害ということが大きな問題になったわけであり、その観点を含んで、この条例や運用の見直しを図っていかなくてはならないという認識で、我が会派としては議論をさせていただいていくこと。一方、重要な勧告として議員辞職や役職停止のことがうたわれているので、やはりその審議の過程については慎重を期さなければならぬ。そういう意味で、客観性や公平性をどの場面でどのように担保していくか、このこともきっちりと押さえていかなくてはならないのではないかと。この2点を柱に見ながら、今回少し提案をさせていただいている。

順番に行くと、前文について、ここでは、人権意識という言葉の高い倫理感とともに書き加えてはいかがかという提案をさせていただいている。これは今申し上げた柱の一つのことでもあるが、後に政治倫理規準の中に、我が会派としては、人権侵害であったり、名誉毀損であったり、こういう内容について規準として新たに設けるべきではないかという考え方を示している。その流れをくむのであれば、前文の中にこうした表現が必要になってくるのではないかと。条例を改正するということになれば、こういうことが必要になってくるという認識で書かせていただいた。

それから、責務について、これは提案というよりは確認であるが、3項に説明責任がうたわれているので、この辺りは、この2条の中の1項、2項は比較的理念的なことが書かれているが、再度この説明責任の明確化を確認する必要があるのではないかと指摘をさせていただいている。ここからは私見であるが、他県の例では、条例に基づいて議員が宣誓するという仕組みを取り入れられている所もあるので、そのところも議論する必要があるのかなという思いがある。

それから、3条（政治倫理規準）、これについては先ほど申し上げたとおり、今回の運用見直しや改正も視野に入れた議論の中で、ベースになってるのは人権侵害という事案があったということを踏まえると、現行条例の政治倫理規準は、できた当時の背景もあって、人権侵害やSMSに関わっての規準が入っていない。皆さんもご覧いただいたように、県レベルでは意外に少ないが、市町議会の倫理条例の中には、やはり色々な事案が過去あったという経緯も想像さ

れるわけだが、人権侵害や名誉毀損についての規定が入っているし、我々はこれを入れていくべきだというふうに思っている。SNS、情報発信について、名誉毀損や人格を損なう行為をしてはいけないということ。それからもう1つ、ちょっと行数の関係ではしよっているが、他市の資料にあるような、いわゆる差別的行為。こういうことをしてはならないということをつけ加えていってはどうかという提案をさせていただいている。

それから、4条（審査の請求）であるが、ここは幾つかの会派でも書かれているが、まだ会派の中で少し意見が整理されていない状態。冒頭に申し上げたように、客観性、公平性をどう担保するか。これは非常に重要な点だと思っており、現行条例では、12分の1で請求がなされ、そして議運に諮るという二段階のシステムになっている。他県の条例とか他市の条例では、そういうワンクッションがなく、一定の数字をクリアした請求であれば、設置に至るというように読める条文がたくさんある。ここからは個人的な考えではあるが、入口は易く決定は難くという意味合いから、今の仕組みは一定の評価ができるのではと思っている。ハードルはあまり高くないレベルで請求はできても、決定は、やはり議員同士で議論することも私は大事だと思うため、議運の中で諮って決定をみるという流れが、個人的には、今の条例の仕組みでいいのではないかと考えている。

続いて5条（審査会の設置）であるが、今、4条と5条をまとめて話した。各会派の割り当てから考えて議運を充てることは妥当かという表現があるが、これはちょっとわかりにくい表現だが、過去において、この条例を作った時代の議論の中で、議運を横滑りして当てはめるといような議論もあったようにお聞きしたので、こういうことを書いているが、その時の状況で、会派構成がどのようになっているか分からないが、できるだけ少数会派の皆さんも含めて、今の特別委員会のように色々な方々で構成される形が理想ではないかと考えている。

それから、6条（審査会の運営）であるが、今この措置についての具体例がわずか2つ、辞職勧告と役職の辞任、この2つだけで、あとは具体的な書き込みはない。この辺りは他県の条例を見ても細かく段階的に明示をしているところがあるので、この条例の中に書

き込む必要があるのか、逐条的な解説で補うのかという議論は後にするとしても、やはり一定の明示は、各段階的に負うべき責めに応じて提示がされているべきではないかと考えている。

それから、6条の中には、議員と有識者の意見を聞くことができる規定になっているが、これは3段階あると思う。初めから審査会の委員に有識者が入っているという構成。それから必要に応じて意見を求めるという形、本県の条例はその形だと思うが。もう1つ、これはちょっと私見になって申し訳ないが、聞くことができるというよりは、基本的には有識者の意見を聞くという形が少なくともあるべき形ではないか。やはり議員同士の中での議論、もちろん皆様方、それぞれ十分な見識を持っていただいているわけだが、やはり専門的な知見も重要な視点になると思われるので、ここは聞くべき体制をとるべきではないかと思っている。

それから、会議の公開、非公開のところであるが、今は非公開ということになっている。しかしながら、この議論はやはり内向きに、身内で処理というイメージを県民の方に持たれるのはよくないことだと思うし、また、先の事案でも代表者会議で、オープンの中でご議論がなされてきて、もちろん個人情報で問題のあるところについては、非公開で審査会として判断するという選択肢は持ちながら、原則は逆に公開としていくべきではないか。説明責任を議会としても果たしていくという意味で必要ではないかと考えた。

それから8条では、意見書とは何を指すか明確にしておく必要があると。これはおそらく、前段の弁明とは違って、出た措置の考え方に対しての反論的な意味合いだと思うが、確認をしておくべきだと思っている。

それから11条には、ここに定めのないものについては、議長が別に定めると規定されているが、一定想定される内容については、やはり逐条の解説をきちんと、この会で議論をしてつけておくべきだというように提案をさせていただいている。新政みえからは以上。

委員： では次に、自由民主党に、お願いいたしたい。

委員： 会派として各論を具体的に議論するところまでには至っていない。会派としての大きな方向性的な部分のみ議論されており、それをまとめたもの。1つずつ読んでいくと、1人を多数で吊るし上げるよう

な形は良くないのではないかと。例えば、裁判なんかを見ると、検察官役、弁護役、そして判決を下す役に分かれているが、そのようなことを考えると、例えば、選ばれたこの審査会のメンバーが1人をずっと責めるよりは、先ほど有識者の話もあったが、やはり弁護役を定めるなり、プロの弁護士が入るような形を検討するべきではないのかという話である。あるいは、先ほど逐条などで定めるべきではないかというご意見も聞かせていただいたが、議員が議員を裁く以上、罪刑法定主義の観点から条文は極力曖昧さを無くすべきだと考える。例えば、先ほどから議論になっているような、人権侵害の部分とか差別の部分、現在この条文に入っていないというお話もあるとするならば、今回起きたSNS上の事案も、きちんと条例に当てはめると本来該当しなかった可能性がある。なのに開こうという話があったわけで、何が該当して何が該当しないのかということはきちんと定めて、該当しないものを該当するというのはやはり良くないと思う。

続いて、先ほど公正公平、客観的な議論も出たが、やはり他の議会では政争の具になっているというような噂も聞くので、そうした強い権力であることから、濫用を防ぐためにも感情ではなく根拠を明確にする。客観的な議論ができる仕組みとなるべきだと。このような議論がなされて、更に紹介すると、強い権力というのは抑制的に使うべきだという話があったり、例えば、県議会議員であれば、地位を与えるのも県民であるし、本来奪うのも県民であるべきだというような議論も会派総会の中では出ており、そのような方向性で、大きな方向性として会派の中では話があり、大きく了承を得ている。そういう状況である。以上。

委員： 次に、草莽に、お願いしたい。

委員： 草莽からの意見は、恥ずかしながらこの条例を読み込んだというのは今まであまり無く、自分自身もこの条例をしっかりと一字一句チェックしたのは今回が実は初めてで、全体を通して思ったことから申し上げますと、この条例はかなり良くできている条例であると思ったのが一番の感想だった。そして、この条例に関して、議員への周知徹底を行う必要があるのではないかという印象を持った。それが全体を通しての意見である。それから、個々の条文を読み込んでい

ったときに、「主権者たる」というところが、他県の条例と比較した場合その主張が弱いのかなと思ったため、前文とその次の第1条(目的)のところに、「主権者たる」という、県民が主権者だという明確化をしたらどうかという意見があった。

それと、4条では、先ほども話が出たが、その12分の1という根拠について探しきれなかったが、果たして12分の1がいいのかどうかの議論は少し必要なのではないかなと感じた。以上。

委員： 12分の1の根拠については、各会派の報告が全部終わった後で事務局の方から説明させていただく。

それでは次に、公明党に、お願いしたい。

委員： 全体的なところから言えば、やはりこの条例制定当時と政治を取り巻く、また政治家を取り巻く環境も大分変わってきていると思うので、今の時代に必要なものはしっかりと加えていかないと感じている。そのうえで、我々議員として、この政治倫理条例、また議会基本条例等があるわけだが、やはり県民の皆さんから見て県議会がどうなのか、県議会議員がどうなのかっていうことが、やっぱり我々にとってはとても重要なことだと思うので、その意味で、もし問題があった場合は、今後の県議会のあり方として、やはり県民の負託にしっかりと応えていける体制をとっていくことが重要かなと思っている。そのうえで、前文を読んで、「深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して」ということは、厳しい倫理意識、自分たちが思ってる以上の、厳しい倫理意識を大事にしましょうということだと思うが、それよりは、「崇高な」倫理意識の方が日本語的にいいのではないかなと思ったのでちょっと書かせてもらった。

次は3条(政治倫理規準)のところで、冒頭申し上げたように、この条例制定時から社会環境も変わってきているので、自分も発信することがあるが、この政治倫理規準の中に情報発信のところが書かれていないことと、そして他人の名誉の毀損とか、人格を損なう一切の行為、そういったことがやはりあってはいけないと思う。これは当然、国民としても県民としてもそうだが、特に我々議員としては気をつけないといけないと思うので、こういった加筆が大事ではないかなと思っている。書き方は難しいが、我々はそれだけの立場

をいただいているわけで、我々の発信によって他者を扇動するような、煽ると言うか、それによって二次被害が発生するようなことはあってはいけないので、その辺も書き込めたら書き込んでいく。例えば、他者を扇動するような行為や発信をしてはならないとか、そういったところまで踏み込めたらいいと思っている。

その次、この審査の請求と審査会の設置。自分も4条と5条がちょっと逆になってしまっているかもしれないが、「議会運営委員会に諮り」というのを削除と書かせていただいている。これは何かというと、その時の選挙の後の会派構成によって、議会運営委員会のメンバーも変わってくると思うので、その点で、そこで過半数なのか、その辺も諮りっていうだけなので、議会運営委員会にかけて、もうそのまま設置っていうのか、その辺がはっきりしていないので、そこをはっきりすることとあわせて、この議会運営委員会に諮ることが大事なのかっていうのが、ちょっと疑問であり、この政治倫理審査会を設置するかどうかは、議員定数の、例えば3分の1以上かつ2会派以上の賛成があれば、委員会の設置をできるとか、そういった形にした方が、設置に対してより客観性を持てるのではないかなというふうに思う。客観性とは何かというと、やはり議員が議員を擁護するように、県民から見られたときに、そのように感じられるようなことがあってはいけないので、議会運営委員会のことを書かせていただいた。では根拠は何かというと難しいが、他県の条例等も見ながらになるが、設置の時にどのような手続きをするのが大事ということで、案としてこのように書かせていただいた。

措置のところ、審査会が必要と認める措置についてどのような種類があるのかが自分自身分からなかった。現行条例では議員辞職の勧告、役職辞任の勧告等を重要な勧告の内容とされているが、この「等」にどういうものが入っているのかについて、また後で教えていただきたい。以上。

委員： それでは次に、日本共産党に、お願いしたい。

委員： 客観性とか公平性とか、そして透明性という言葉が現行条例にもあるが、事実を明らかにするということが必要だと思いながら、確認させていただいた。

2条（責務）だが、現行条例の3号の政治的又は道義的批判を受

けた時に、真摯かつ誠実に事実を解明するという、その姿勢がとても大切なことだと思っている。禁止事項とともに。2点目として、議員の有する権限を一定持っていることを前提に、その影響力を不正に行使させることのないように努めると。努めるということがやはり必要なのかなと。ただ、このことによっては我々の活動上というか、仕事上微妙なところがあるかもしれないが、意識としてそれはきちんと持つべきだという考え方は、追加が必要かなと思っている。そして、失職が先にあった時に、ご自身の判断というのは尊重されるべきだとは思いますが、事実がうやむやなままに辞められてそれで終わりとなれば、議会としての認識が問われるということになると思うので、失職などがあった場合でも政治倫理審査会が設置できるというような形は必要ではないかと思っている。

それから3条について、今何が人権侵害か、人権ということを具体的に、どこまで列記できるかというか、この条文の中に細かく書くことは難しいとは思いますが、やはり人権侵害及びその恐れがある行為ということで幅広に考えていくと、第三者も通してということで、先のご意見と同じ。

4条については、申請できる議員の数やら会派のことはもちろん皆さんが言われているとおり、これをきちんとしなければいけないと思う。やはり県民の審査申し立てがあった時に、決定するのはその場所になると思うが、それを取り上げて俎上に乗せるということは、今の時代必要かなと思う。

審査会の運営については、設置運営のところで公開非公開の規定がある。確かに今意見が出されているように原則公開で、必要があればその内容によって非公開ということも、それもそうだなと思う。我々としては、やはり審査される非審査議員の権利というか、保護するというのも一定必要であると。であるから全てのことを明らかにすべきということは大事だと思っているので、少なくとも公開の請求を当事者がした時には、公開であるべきだと。密室では問題だというふうに記載した。

10条（措置）については、今以上に列記することがどのぐらいできるかという、ここのところは、やはりみんなでこれから考えなくてはいけない課題だと思っている。

その他として、他県の例ではあったが、県からの補助を受けている団体の報酬を伴う役職に就くことを禁止することは大事なことだと思うので、明記すべきかと思う。以上。

委員： では次に、草の根運動いがに、お願いしたい。

委員： 今回の条例の見直しの中で大事なところは、先の一議員の人権侵害に関する事案、それからその後、議会が人権侵害かどうかもすぐさま判断できないという迷走ぶりに対し、県民からの不信感が寄せられているのではないかなというように、そのことは強く思うため、政治倫理規準の見直しの中で、人権尊重ということを議員活動の基礎に置くことをしっかり明記する必要があると、そこが肝だというふうに思っている。

それから、審査請求の濫用にならないよう、同一会派だけで請求できないとすることを書いたが、そういうやり方がいいのかどうかも含めて議論する必要があると思う。例えば、伊賀市議会では4分の1で請求できる規定があるので、どれだけの議員数で請求できるか、審査請求の濫用にならないかどうか踏まえて議論すべきだと思う。一方で、県民に審査請求の権利を付与することだが、元々県民には直接請求の権利が、50分の1の要件であったと思うので、その直接請求の権利がある以上、しっかりそういう仕組みを入れていってもいいのではと思う。

審査会は原則公開とし、必要があれば非公開とすることも可能とすることでいいと思う。

委員の構成は、外部の委員も入れて、その政治的中立性も一定担保しながら、議員と外部の委員による構成にする必要があると思う。以上。

委員： 以上ご報告いただき感謝する。先ほど申し上げたが、委員間討議に入る前に、第4条に関するご質問として、審査請求の要件である12分の1の根拠について、事務局から説明をさせる。

事務局： 条例の第4条、審査請求の際に、議員の定数12分の1以上の議員の連署により、議長に審査を請求するという12分の1の由来であるが、これについては地方自治法において、議員が意見書等を提出する場合の議案の提出要件が規定されており、従来は8分の1以上という規定があったが、それが緩和されて、議員定数の12分の1以上という規定

ができ、そういったところを引用してきたものと考えられる。

委員： ネットでちょっと見る限りでは12分の1から8分の1に変わったように見受けられるが、逆なのか。

事務局： 従来、議案の提出要件は、8分の1という規定があり、地方分権が進んでくる流れの中で、議案については提出しやすいようにということで、8分の1から12分の1という形に条件が緩和されてきていると認識している。

委員： その時の法律改正年月日等、資料が欲しい。なぜ12分の1かという根本的なところは、法律改正の時に何か示されているのか。

事務局： 少しお時間をいただき、全委員にお配りできるようにさせていただきますと思う。

委員： 法律の改正なので、その時の、バックグラウンドも含めて、資料なり考え方が示されてると思うので、確認をいただければありがたい。

委員： では、事務局には各委員に対してご説明をお願いしたい。

また、公明党から措置に関して何か例示的なものがあればという話があったと思うが、委員いかがか。

委員： いただいた資料1にも、議員辞職、役職辞任等となっているが、この他に何かあるのか知りたい。

事務局： これは、他県の条文では、第1回会議の資料で恐縮だが、その中で、長崎県議会の条例では第5条に、審査委員会の運営の規定の中で、措置の例示として、文書警告、出席自粛、役職辞任勧告、全員協議会での陳謝又は議員辞職勧告が規定されている。また、滋賀県も同様に、これは第6条で例示的に示しており、条例の遵守、出席自粛、役職辞任又は議員辞職の勧告、文書警告、全員協議会での陳謝、その他の措置という形で、その他の措置という表現を残したまま条例の中で規定されている。

委員： 三重県議会も基本的には一緒ってことでいいのか。要は、我々議員の場合は、ここにあるように、出席自粛とかそういう措置があるってことは、ここ一緒と考えていいのか。

事務局： 書き物として、地方自治法とかに、こういった規定があるということではないと考える。これは従来の慣例のようなものを文字化されて、それぞれの県議会において規定されておられるものとする。

委員：なぜ知りたいかっていうと、審査会設置の時に設置イコール議員辞職とか役職辞任とか、そういったものを求めるためのものになってはいけないと思う。客観的にしっかりと判断するための審査会にしないといけない。他にどんなものがあるのか、例えば代表者会議での陳謝とか、そういったこともあるのであれば、知っておいた方が、設置をどこまで厳しく、設置の基準を考える時に必要かなと思ったので確認させていただいた。

委員：後の委員間討議の中で、その辺りもお話いただければと思う。

では今からは、委員間討議をお願いしたいと思う。

まず、全体的なことに係る委員間討議をし、順番に前文からということで委員間討議をさせていただこうと思う。結論を出すということではなくて、今ご説明いただいたが、それぞれ委員間で色々ご討議いただいたうえで取りまとめをさせていただき、改めてご提示し、次回そのことについてまた再度討議をいただくというふうに考えている。

委員：事務局に教えていただきたい。今後でもいいのだが、地方自治法に基づく懲罰と、政治倫理条例による審査の違いとか、住み分けとか、そこがまず議論の入口として大事だと思うので、また教えていただけたらと思う。

事務局：資料としてお手元になくて申し訳ないが、今ご質問いただいた懲罰について少し簡単にご説明する。地方自治法では、懲罰の規定が設けられており、懲罰理由等ということで、地方自治法 134 条に、普通地方公共団体の議会は、自治法並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる規定がある。懲罰に関し必要な事項は会議規則中に定めなければならないとされており、自治法 135 条では、懲罰の種類とかその手続きが規定されている。1つは、公開の議場における戒告。2つ目は公開の議場における陳謝。3つ目が一定期間の出席停止。4つ目として除名ということで議員の資格を失うところまで規定されている。懲罰の動議を議題とするにあたっては、議員定数の8分の1以上の者の発議によらなければならないと。さらに言うと、例えば除名をする場合、これは一番重たい措置であるが、その場合は議員の3分の2以上の方が出席し、4分の3以上の方が同意しなければならないということで、重い処分

についてはそういった規定が設けられている。

ここで懲罰とは、自治法については、例えば議場の秩序維持とか、品位の保持といったところの違反が想定され、会議規則の違反については、発言に関する規定の違反とか、秘密会の議事の漏えいとか、委員会の条例違反については、委員会の秩序保持とか、そういった違反について、自治法において規定されている。この懲罰については、自治法、会議規則、委員会条例の違反に限られており、例えば全協における議員の言動は、会期中及び会議以外のいずれであっても、原則として懲罰の対象とはならない。また議会の運営と全く関係のない、議員の議場外における個人的行為は懲罰事由とすることができないと、そういった解説もあり、懲罰以外の部分を補うのが今回の政治倫理に関する条例の部分かと考えている。

委員： 今の説明を要約して、ペーパーでいただけるとありがたい。

事務局： 後ほどご用意させていただく。

委員： 今の話、初めて聞く部分も多かったのだが、自治法上の違反や、条例あるいは会議規則の違反に対してのみ懲罰できるというふうに関こえたが、例えば、明らかな犯罪行為が議会以外であったとしても、このような規定は当てはまらないという整理で良かったか。

事務局： そのとおりかと。自治法と会議規則と委員会条例、こういうことに限って懲罰という形になろうかと思う。

委員： 今の懲罰の話の中で、初めて聞いたのが除名であるが、これは議員の資格自体を失うということで、完全に議員でなくなるということなので、他県事例でよくある議員辞職勧告より重いように聞こえる。この除名というものを規定できる範囲が地方自治法で定められていて、例えば、議会外の明確な犯罪行為、例えば、報道されている無免許運転をした議員のような話に対して、除名という行為を加えることは法律上許されない。そういうような厳しい範囲が定まっているという理解でいいのか。

事務局： そのとおり。この自治法上の懲罰をもって、今言われた刑法等に基づく違法行為について適用できるというものではない。

委員： そうすると、除名という、いわゆる措置の1つだと思うが、今議論している中だと、法律の中では厳格に定まっていて、例えば、政治倫理に関するようなところに適用できるようなものではないとい

うように理解させていただいた。

委員： 例えば、議員が禁錮刑を受けたとか失職するケースも、今後、補足して資料に挙げておいてもらった方がいいと思う。

事務局： そのようにさせていただく。

委員： それでは委員間討議に入りたいと思う。まず、前文のところできくつかご意見をいただいているが、今あればお出しいただきたい。

委員： 我が会派としては、人権意識ということで書かせていただいたが、どの条例でもそうだが、基本的に全体像が決まったうえで、最終的に前文にどういう表現があるべきなのか、精査していただければいいのかなと思う。

委員： 他にいかがか。加筆あるいは文言修正のご意見もいただいているが、全部見たうえで最終的に前文を、これだったらこの言葉にしようとかっていうことで考えていくというご意見だったと思うがよろしいか。

(異議なし)

委員： ではいったんそのように置かせていただく。第1条(目的)について、特にご意見があればお願いしたい。

(意見なし)

委員： では、責務のところ、第2条はいかがか。この責務、日本共産党からは、辞職したとしてもなお解明すべきことがあるのではないかというようなご意見だったと思うが、そのことについて、各会派からご質問、ご意見等があればお願いしたい。

委員： もちろん議員本人の問題ではあるけれども、議会としての問題に繋がる場合があると思う。個人が失職等をされて何らかの責任を取るとか、ご自身としてけじめを付けるということがあったとして、でも個人だけではなく議会の何かのシステムとか、議会の風土とか、そういうことがもしかするとその状況を招いたようなことがあるかも分からない。その辺のところを調査というか、確認するのがこういう場であるのかもしれないという思いで記述した。

委員： このことについて、ご意見があればお出しいただきたい。

委員： 例えば、長崎県と滋賀県の倫理規準のところを見ると、1ページになるが、長崎県では、辞職失職により云々ということで、真摯かつ誠実に事実を解明する義務を負うとか、あるいは滋賀県では、事

実を解明するよう努めるものとするという文言が入っているが、委員が言われるのはこういう条文があった方がいいということなのか。

委員： その通り。個人が失職されたとしても、そのことが不明というか、曖昧なまま身を引くことでけじめを付けられるという、往々にしてこれまで見聞きすることではあるが、そのことによって、派生というか、周りに影響しているとか、巻き込んでいるとか何かそういうことが、例えば定かにならないまま、そのことで決が付けられたということであるとしたら、それが議会としての問題になることもあるかもしれないなと思っている。だから文言としては、もう少し慎重にならなければいけないと、書きぶりは。長崎や滋賀は、多分そういうことを想定して書き込まれているのではと思う。文言については慎重を期さなくちゃいけないと思うし、長崎、滋賀の今現在の実態も確認をしたいと思う。

委員： 多分、個人が説明責任を果たすことと、議会として辞職した議員の問題があって、当然議会にもいろんな質問、説明が求められると思う。その辺りをこの政治倫理条例の中でやるのか、それは代表者会議の方でやってもらうのか整理をする必要があるのかなと思う。長崎、滋賀の場合は、議員個人がしっかり説明をしなさいよっていうことだと思うので。この第3条（責務）のところで、自分もちよっと議会との関係がわからないところがある。本県の条例の中でも、議員は、議員は、議員は、となっている部分がある。説明責任というのは、議員個人がやるべきことではあるのだが。では、議会は何かする必要がないのかどうか。辞職までいかないケースにしても、現行の条文では議員が説明責任を果たすことになってると思うが、議会としての関わりをどうするのかっていうところは大事なのかなと思う。だから、政治倫理審査会を開くまでの問題である。審査会を開くまでのところで必要なんじゃないかっていうご意見なのかなと聞かせていただいた。

委員： そういう解釈でよろしいか。

委員： 基本はその通り。もしそれが議会としての問題に繋がることであった時に、審査会ではなくて、場所としては色々想定できるが、本人としては自分が真摯に対応していくとか、そういうことは必要だということの責務。

委員： 文章に表せるかどうかはちょっと別だが、個人とそれから議会全体のあり方というのは。いろんなことをまとめさせていただいて、持ち帰っていただく中でもう一度それぞれに再度整理をしていただければと思うので、よろしく願いいたしたい。2条について、他にないか。

(意見なし)

委員： 先に進める。3条（政治倫理規準）について。ここは色々ご意見いただいたかと思うが、討議があればお願いいたしたい。

委員： 冒頭、我が党の意見のところでも言ったが、やはり条例制定当時とだいぶ環境が変わってきている。現行の条例を見ると、やはり議員の斡旋利得とか、お金にまつわること等が中心になっている。その当時は、そういったことが特に問題になっていたものと思うが、今の社会の中で議員に問われるもの、議会に問われるものっていうのも幅広くなってきていると思うので、その辺どういうことがあるのかこの場で、どこまで書き込むかも含めて、議論させてもらう必要があるのかなと思う。

委員： 私どもの会派としては、人権侵害や差別に関わる部分について、今まで書かれていないので、改めて設けるべきだというお話をさせていただいた。一応、参考的に見させていただいた埼玉県鶴ヶ島市の政治倫理規準では、例えば第3条第2号の、発言またはインターネットの利用を含む情報発信というところで、他人の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為をしないことだとか、7号の、差別的な取り扱い又は言動、虐待云々とあり、誹謗中傷するような言動であったり、その他の人権侵害の恐れのある行為をしないことが入っている。このようなところを参考に考えていただけると良いのではないかなと、改めて申し上げておきたい。

委員： 今、委員が言われたように、各市が作られている条例は、全部令和に入ってから、令和元年から令和3年に作られたものなので、本県の条例が制定された平成18年からは、かなり社会環境が変わっていると思うので、その点でやはり最新の条例には入ってきているんだと思う。その辺りでどういったことを書き込んでいくことが必要なのかっていうのを各会派からいろいろ出してもらって、まとめていければと思う。必要性はすごく感じている。

委員： やはり、この3条にどういう規準があるのかということが、政治倫理審査会を開くか開かないかの判断基準になり、ここに該当していない行為は政治倫理審査会の対象にならないし、該当すればなるということがきちんと明確にするべき。ここが条文、条項になると思う。なので、ここの曖昧さというものは排すべきで厳格に書く。どれが当たってどれが当たらないのかっていうことを書く必要があるだろうと考えている。例えば、何々のほか、とか広くとってしまうと非常に曖昧になるので、罪刑法定主義からするとこの行為は議員が議員によって裁かれる行為、それ以外の行為をした時には裁かれないんですよということを明確にする条文でもあると思うので、その辺りのこともぜひ議論していただきたいと思う。

委員： 先ほどの、どこまで書き込めるかについて、委員の言われた、例えば本県の政治倫理規準の第1項には、議員は議員の品位と名誉を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないことという規定がある。先ほど、都議会のことを言われたと思うが、自動車の無免許運転とか、ああいうのは、この品位と名誉を損なう行為に入るのかどうか。例えば、他の事でも他の法律に触れるようなことが、この議員の品位と名誉を損なう行為になるのかとか。その辺がちょっとどこまで書き込めるか分からないが、今、委員が言われた、この第3条に書かれてることがこの政治倫理条例、政治倫理審査会の対象になるなら、その辺はやはりわかりやすくしておく必要があるのかと思う。議員の品位とか議員の名誉を損なう行為というのが、ちょっとどういうものが当てはまるのかっていうのは、ある程度みんな共通理解しておかないといけないのかなと思われる。

委員： 今、委員が言われたことはよくわかるお話で、そうするとその文言を挙げるときには、定義付けをしていく必要があるんだろうなど。例えば、品位と名誉を損なう行為とは何か、何を指すのか、例えば具体的な何らかの法令違反を指すのかとか。そういうことを、この言い方だともう少し広く何かを指すのであろうが、その辺が曖昧だと、一方でこれからいろいろな規準を作っていく時に非常に危険になっていくというか、強い規準を作っていけばいくほど、ここが曖昧だと誰もが突然この規準に当てはまると、指差されてあげつらわれてしまうというような、権力の濫用というものが起きかねないの

で、ここはぜひしっかりと議論したいと思う。

委員： まず、政治倫理条例というのは、刑罰を与えるとか、これに違反したら刑罰が与えられるんだとかそういうものではなく、議員としてこういうことをしてはならないよねとか、こういうことを大事にしていきたいよねっていう、共通認識みたいなものを共有して、そのことに照らし合わせて、その規準にずれているのかどうかっていうことを審査するものだと思う。今委員からお話があったような罪刑法定主義というのは、本気で罪刑法定主義がかかってくるっていうふうに考えているのか、何か例え話のような感じで言われているのかどちらなのかなって思うのと、強い権力を行使するようなことだから厳格な規準が必要なんだと言われた、強い権力の行使をするようなところはこの政治倫理条例の中ではあまりないのかなと思う。

一方で、先ほどあった地方自治法に基づく懲罰の方が割とファジーで強い、除名っていうところまでの規定があるので、この政治倫理条例の措置や審査が、何か強い権力や権限を行使するようなものではまったくないのではないかなというふうに思える。この条文に違反しなかったらOKだよなってそういうものでは全然ないと思う。

委員： まず、強い権力の行使ではないのではないかというお話であったが、辞職勧告の決議までであるというのは、自分としては強いと思う。我が会派の議論の中で出てきたのは、県議会議員の立場を与えるのは県民であるし、奪うのも県民であるという議論がある中で、議員が議員、他の議員を、ある意味県民の負託という形なのだろうと思うが、辞職するように勧告するというのは、非常に強い行使だと自分は感じる。先ほどの様々な措置の列記の中で、緩いものから強いものまでであるが、例えば刑法も、緩いものから最高で死刑まであるわけで。では、緩い刑罰があるから力の行使が弱いかということではないと考える。

例えば、罪刑法定主義がかなり厳格なものなのか曖昧な例えなのかということについては、どこまで厳格にできるかということは、議論があっていいと思うが、先ほど言われたような、議員として大事にしていく共通認識からずれたから審査していくというような曖昧性は危険であると考えている。共通認識からずれたっていう言い方をされたが、議会というのは、多様性が大事だと考えており、考え方や認識の違い

人たちがたくさん集まることが議会にとって大事で、それが力だと思うので、その中で、それであっても最低限ここを踏み越えちゃ駄目だよねというところは言われるとおりにあるだろうとは思いますが、だからこそ、そこは厳格に定めないと、曖昧だと危険なのではないかなと、そのように考えるところ。

委員： お二人ともそれぞれしっかりした議論だというふうに伺えるが、強い権力がどうかっていう議論になると、この政治倫理条例は、二面性があると思っていて、刑法で定めた刑罰のように強制力を持つてるものではなく、勧告もあくまでも勧告なので、強制力がないという面では弱いというふうにも受けとめられる。一方で、我々も生きた人間で、選挙も抱えた中で政治活動もしており、辞職勧告を受けるといのは、いわゆる政治生命的な意味合いで言えば大きなダメージを受けるということにも繋がっていく。そういう面では強い権力ともいえないことはないと思う。どちらの話もそれぞれ正解といえば正解なところはあるわけだが、逆に申し上げると、この条例、政治倫理規準のところは少しファジーな言い方になるが、やはりできる限りは曖昧さを排していくというところを詰めながらも、しかし、完璧なものを作り上げることはおそらく無理だと思うので、そこは、いわゆる逐条の解説で補う、あるいは、この後議論になる審査会の運営の中で、第三者の意見をどう取り入れていくかの判断も含め、そういうところを組み合わせながら客観性や公平性を担保していくというふうに見ていかないと、1つの条例だけで完璧さを求めるのは、白黒つけていくということではないのかなというふうに思う。感想ではあるが。

委員： 一応、この議論がなぜ起こったかということがベースにあって、その部分は規準で網羅していただくということを希望すると、過去に作られた本県の条例と令和になって作られた他県事例を見ると、かなり内容的に差があるように感じるので、今に即した内容で、また、社会情勢によって状況が変わってくるので、柔軟に対応できる体制づくりも一つ必要になってくるのかと思う。その辺りも踏まえて、よろしく願いしたい。

委員： 他にこの項に関わっていかがか。

委員： 今の委員間討議、その中で、どこまで細かくこの第3条に書き込

めるかについて皆さんと協議したいが、要はこの第2条の責務。責務を果たせなかった場合っていうことに、ちょっとファジーな言い方で申し訳ないが、ここでいう、県民の負託にこたえることや、高い倫理的義務が課せられているとか。この責務を果たせてない、責務を破ったようなことに関しては、政治的にやっぱり政治倫理としてどうなんだっていうことになってくるのかなというふうに思うので、可能な限り、令和の時代に作られた条例で、今の時代に必要な象徴的なものはここに書き込みつつ、それまでに、この前文、目的、責務にちゃんと書かれていて、この責務が守られているかどうかというのを問われるんだと思う。共通認識として、この政治倫理規準のところは、可能な限り、今の時代に即したものをしっかりと書き込んでいく形でいいんじゃないかなというふうに思う。

委員： 他よろしいか。それぞれのお考えがあると思うので、その辺りちゃんとまとめさせていただきたいと思うが、今ずっと全体に関わる議論をしたうえでの規準だと思っているので、その辺りまた、まとめを見ていただき、お考えを各党派でぜひおまとめいただきたいと思う。逐条に書くという方法も他市では例はあるが、この逐条の及ぶ範囲とか効果とか、その辺りもやっぱりしっかりと確認をする必要も一方ではあるというふうに考えている。あと3条に関わっていかかか。

4条、5条とあるが、この2つは関連をする部分が多いと思うので、4条、5条合わせての討議にさせていただきたい。先ほど色々のご意見いただいたが、何分の1というようなご議論もあった。この項に関わっての討議をお願いしたい。

委員： ここは自分としては4条と5条がちょっと、いろいろ混ざって申し訳ない。要は審査の請求をどういう基準で請求できるようにするかということと、設置の決定のあり方っていうことを決めるということによいか。

委員： はい。

委員： やはり審査の請求というのは、先ほどの第3条とか第2条の責務とか政治倫理規準に則って、県民の皆さんから見て、また社会の目から見てふさわしくないというような政治倫理が問われることに対して、審査の請求を今の段階では議会の中でっていうことになること

思うので、ここはある程度、請求しやすい環境づくりが必要なのかなと思っている。一方、設置の決定のあり方については、我々としては、議会運営委員会に諮りそこでの多数決よりは、全議員が対象になったところで設置を決定する仕組みが必要なのかなという案を出させていただいた。また、県民審査については、基準を決めなければいけないと思うが、自分もこれは大事だなと思っている。我々議会の中にいる者から見て必要という感覚と、やはり県民の皆さんが、議員に求めるもの、議会に求めるものっていう中での、これはどうなんですかっていう提案をしてもらってことは、請求のところで、先ほど申し上げたように少し請求しやすい、何でもかんでも請求してもらったら困るのでその辺の基準が必要ではあるが、請求しやすい環境と、ただし設置の時の決定のあり方っていうのは、やはり我々全議員がしっかり考えてどうするべきか決定できる基準を設けた方がいいと思う。

委員： 県民の審査請求だが、1つは県民の直接請求と同じ、県民の50分の1の連署があれば請求できるっていうのが一案かなと思っているが、実際にそれが使われるかどうかは別にしても、この規定を置いておくことが、やはり議会が県民に開かれたものであるっていうことを県民に発信していくことにも繋がると思う。やはりこの規定を置いておくことは非常に大事ではないかなと。県民によってコントロールされているんだということを示すことは大事だと思う。

もう一つは、審査請求が濫用されないようにということで、同一会派って書いたが、あまりゆる過ぎても良くないと思うし、あまり厳格にするのも良くないと思うので、その間ぐらいで何かできないかなと思う中で、さきほど地方自治法の懲罰の請求が8分の1と言われたので、それも一つの目安なのではと思う。

委員： 他にいかがか。ここは様々ご意見をいただいているところであるが。何というか、審査請求のしやすさというところ、あるいはそのハードルをきちっと上げておくのか。審査請求してから後の決定を厳しくするのかということの考え方の違いであろうというふうには思うが。その辺りを。

委員： 県民の審査請求については議論ができていないので、個人的な意見になるが、これもやはり委員が言われたように、入口の議論とし

ではあってしかるべきなのかなというところ。ただ一方で他の条例を見ていると、市民の請求にしても、県民の請求にしても、それから議員の請求にしても、一定の数がクリアすれば自動的に設置というように読み取れる条例が多いような感じであるが、そこはやはり冒頭にも申し上げたとおり、入口は易く決定は難しくという意味合いでは、議運等で、少なくとも議論はあってしかるべき、何も無しに自動的に決まってしまうのではなくて、やはりそれぞれの議員、各会派の、すべてではないが意見を出し合う場を経て決定していくというところが、議会としてはあるべきではないかなというふうに、個人としては思う。

それと会派のことについても、議運の会派構成にもよるが、どんどん選挙のたびに変わっていくので、あまり流動的な要素のあるものを書き込んでいくことはリスクが高いなど、恣意的なことにならないかという心配をしている。ただ、議運に諮るということで議論ができるということは、大事なのではないかなということを改めて申し上げたい。

委員：他にいかがか。今、考え方が2つ出されているかと思うので、その辺りもまとめさせていただいて、またご議論をお願いしたい。

例えば、審査会に参加できる仕組み等もあるが、これについて特にご意見はどうか。審査会の設置のところ、全会派が審査会に参加できる仕組みのことだが。

委員：代表者会議にしても、議会運営委員会にしても、これまたどういう会派構成にしていくかは改選ごとに変わっていくので、何とも言えないが、設置される政治倫理審査会自体は、やはりできるだけ幅広く、少数会派も含めて参加できるような仕組みにすべきだと考える。

委員：ほかにこの件についていかがか。

(意見なし)

委員：では、6条(審査会の運営)について。この項について、先ほどの説明の補足や、質疑・討議があればお出しいただきたい。

委員：現行の条文では、審査会の会議は原則として非公開とすることになっているが、やはり原則としては公開なのではないかと思う。ただ、先ほど来、皆さんが言われるように非公開で調整することが必

要な場合もあると思うので、原則として公開の方がいいんじゃないかと思う。外部有識者については、今の条文では第6条の第4項で、審査のため必要があるときは、議員、優れた識見を有する者等に対しその出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、または報告を求めることができるとされていることに対し、草の根運動いがが、最初から外部の方を入れるご意見なのかなと思うが、それがいいのか、やはり県議会としてしっかりと審査会の運営をすることを前提に、必要な場合に意見を求めることは大事だと思うので、自分としてはどちらかというと今の段階では、現行条例の審査会の運営のやり方っていいのかなというふうに思う。

委員： 私どもの方からは、非審査議員からの要望があった場合というように限定させていただいているが、原則公開ということであれば、そちらの方がすんなりといくのかなと思う。ただ、原則から外れて非公開を決定する時に、被審査議員つまり当事者からの要求ということについては尊重すべきと思う。十分に聞き取りをすることは、元来必要だとは思いますが、原則公開ということで進めていただくのがいいのかなと思う。

委員： 公開、非公開のところについては、原則公開すべきだというふうに考えている。一方で、やはり極めて拡散すると問題になるような個人情報とか、あるいは二次被害的なものが発生するようリスクがある時は、やはり非公開にすべきだと思うし、そういう際には一定の守秘義務を課しないとそれはそのまま外に出てしまうということもあるので、そのこともセットにしながら整えるべきと思う。

それから2つ目に、有識者の部分については、始めから外部委員を入れたらという話があった。必要に応じてということでも構わないのかなという思いもあるが、やはり、少し前に議論された倫理規準の判断をどのようにしていくかっていうところで、倫理規準の、その分野にもよるが、非常に専門性が求められるところもあって、必要に応じてというよりは、当初から複数で、あまり1人の方だと偏りがあってもいけないので、複数の外部の委員さんを交えた構成にするというのも1つの考え方なのかなというふうに、個人としては考えさせていただいた。

それから、措置の例については、これは申し訳ないが、ありうる措

置として事務局で整理をいただいて、いわゆる重たさも含めて整理をいただけるとわかりやすいのでお願いしたいと思う。

委員： 有識者の話がここで出てくるということなら、一種の弁護役に入ってもらおうとするとこの項目になるのかなど。この意図をもう少し説明すると、議員が議員を擁護すると、政治的な立場によって擁護してるんじゃないかっていう見方がされ、例えば同じ会派の議員が同じ会派の議員を擁護、弁護するとそういう見られ方をして弁護した議員も悪く見られるということがあって、非常に発言が限られると思う。しかし、人間弱いものであるため、対象の議員が一人ですとやっていくのは難しいところがあると思うので、役割としてこの人の本心はどうあれ、この人の必要な権利はきちんと発言によって守っていくという立場の人が、やっぱり一人ぐらいはいないときちんとした審査ができないように感じる。そのためのある種、この人の役割なんだということが明確にできるものを議員の中から作るのか、作れないのであればそういう方を有識者として役割を担ってもらおうというのが、適切な審査をして措置をしていくという時には重要なのではないかと思って、このように書かせてもらっている。

委員： 今のところに関わって、政治倫理規準というものをベースに、誰を弁護役に置くかっていうのは非常に難しい問題だと思ったのだが、伊賀市議会の政倫審を振り返ってみると、対象になった議員が弁明の機会というのが必ずあり、そこへ出てくるにあたってはその代理人の弁護士とかに助言を受けたりして、弁明の意見を述べたりということがあったなと思い出したので、当然そういうことをやっていくんだと思う。なので、そこまで何かあらかじめカチツとした仕組みとして盛り込む必要というのは無いのではと思ったので、意見として言わせていただく。

委員： 委員の過半数は外部にするという、その外部委員の中に、例えば弁護士を入れるというお考えはあるか。

委員： それはいいと思うが、あらかじめどっちの立場に立って意見を述べるとか、そういうものではないのかなと思ったので。別に過半数にこだわる気はないが、外部の委員を入れることは、非常にフェアになっていくのではないかと思い、非常に大事なところだと思う。

委員： 他にいかがか。

委員： 委員の構成については、先ほど委員が言われた議員が議員を擁護していないのに擁護しているととらえられても辛いものもあるし、もし擁護してしまっていたら、それは駄目なんじゃないかと思う。客観的にアドバイスをもらうことが必要な場合もあったりするかもしれないが、委員として最初から入ってもらうのかどうかについてはまた整理させていただき、議論させてもらいたいと思う。例えば、選挙区・定数の議論の時のように議員でやって、外部の検討会であり方をやってもらって、それでそれを受けて、また参考にするっていうやり方もあるので、何が一番いいのかについては、議会の主体性ということも考えていかなければならないし、自浄能力っていうのもちょっと考えていきたいので、ここは少しお時間いただきたいと思う。

それで措置のところだが、例えば、長崎県や滋賀県議会の方では、全員協議会での陳謝とか、出席自粛するとか書いてあるが、本県で最近行われてるのは、代表者会議で当該議員が謝罪する事例がある。これは代表者会議で決めていただいているのかなと思うが、この政治倫理審査会が出す措置と、これまで本県でやってきたように代表者会議で出してきた措置というか、そういった行為を今後どこが、どのような判断を下していくのかということを整理するなど、今の代表者会議との関係も整理する必要があるのかと思う。

委員： その辺、過去の事例も整理をしていただきながら、代表者会議での謝罪は非常に大きく重たいものだと思うが、一方、全員協議会で謝罪するのと代表者会議で謝罪するのは、多分意味合いが違うんだと思う。そういうところの整理もちょっとしていただく必要があるのかなと思う。

委員： 少し整理させていただく。他にこの6条の項に関していかがか。この6条は盛りだくさんで、整理すべき事柄が多いと思うが。

(意見なし)

委員： それでは、7条(議長への報告)、8条(審査の結果通知及び公表)、それから9条(意見書の提出及び公表)について、特に大きな意見はいただいているように思うが、この項に関わってどうか。

委員： 概ねどの条例も、同じ書きぶりなので、それに問題がなければ、あまり問題は感じていないので、踏襲する形でいいのではないかと

思う。

委員： では、措置の10条は、先ほどご議論いただいた中身だと思うので、6条のところで合わせてまとめさせていただく。

委任の11条については、逐条解説等は必要であると新政みえからご意見をいただいているが、今までのご議論を踏まえて、特にここでつけ足し、あるいは討議等あればお出しいただきたい。

委員： 先ほど、逐条解説の効果とか、そういうことの整理をということを経務局に言われた。自分も興味のあるところで、条文本文に書かれたものと、そうした外に書いたものとの、効力や意味合いというものを整理して教えていただきたいと思う。

委員： その必要性についてはどのようにお考えか。

委員： 自分としては、どちらかという本文にきちんと提示していくという方が曖昧さを排するという立場であるが、判断や議論についても、今の整理をきちんと聞いた上でまた改めてさせていただきたいと思う。

委員： 現状の条文では、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は議長が別に定める。これ他県もそのようになっているが、別に定めているものはあるのか。それが逐条か。教えていただきたい。

事務局： 現時点では他の定めは特にない。

委員： 他県で何か参考にできる例があれば見せていただきたい。それと逐条解説との、関係性っていうのも。

委員： 他にいかがか。では、再度全体を通して、これだけということがあれば、お出しいただきたいと思うがいかがか。

(意見なし)

委員： たくさん論点が明らかになってきたかなと思うので、できるだけ早くまとめさせていただいたうえで、また各会派でご議論いただきたいと思う。皆様から本当にたくさんのご意見をいただいた。すべての項目を一旦委員間討議という形で進めることができ、感謝申し上げます。

次回の会議の進め方は、本日の協議を踏まえて、改めて、まとめをさせていただいたうえで、事前に提示し、それを見てまた1つ1つの項目をご協議いただくということをお願いさせていただきたい

と思うが、いかがか。

委員： 一点確認だが、次回議論する時には、一定、会派内の議論も経たうえでということか。

委員： そのように考えている。本日のご意見を踏まえて、正副座長でできるだけ速やかに、早い時間で、こういう議論がありました、論点はこういうことだと思いますというのを出させていただいたうえで、ご提示し、そして、会派内で共有いただきご議論いただいたうえで、次回参加いただきたいと考えている。

ご協議いただく事項は以上だが、他にいかがか。他になれば、以上で第2回プロジェクト会議を終了する。